

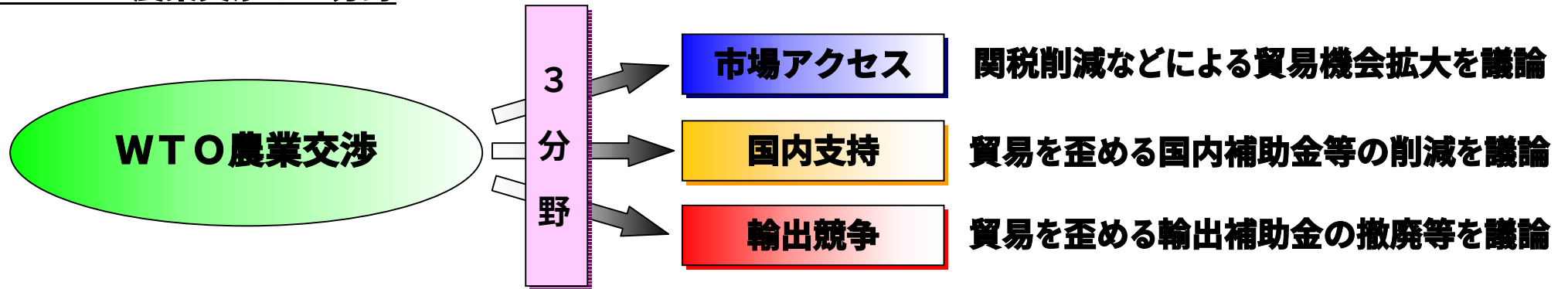
W T O交渉・枠組み合意について

（農業交渉、非農産品アクセス交渉（林水産物））

平成16年8月
農 林 水 産 省

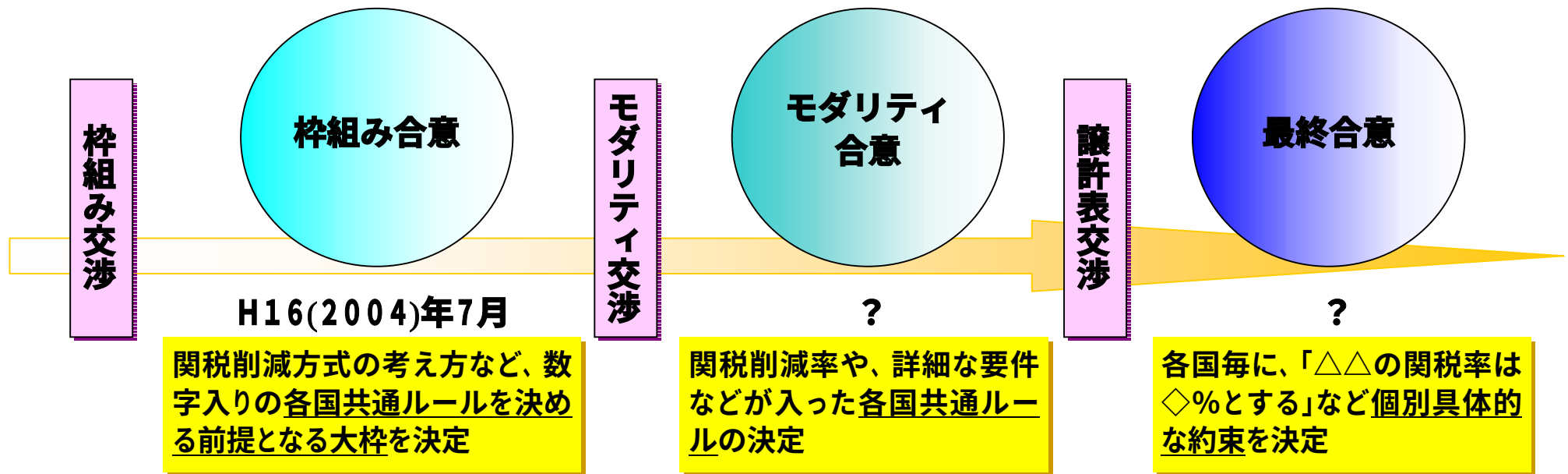
WTO農業交渉枠組み合意の位置づけ等

○ WTO農業交渉の3分野



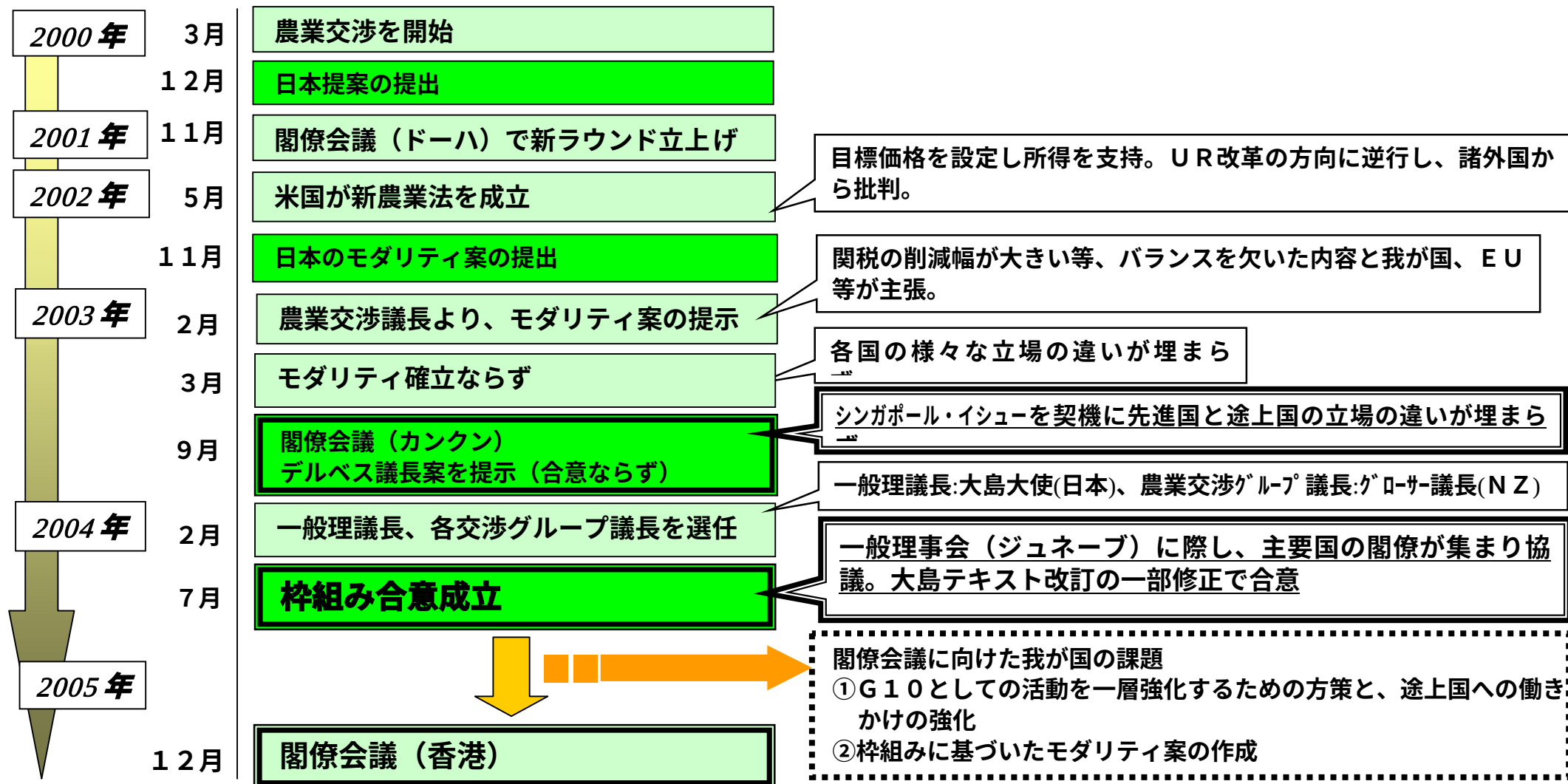
○ 7月枠組み合意の位置付け

7月枠組み合意は、関税削減率といった数字や詳細な要件などが入った具体的なルールを決める前提となる大枠の合意。



WTO農業交渉の経緯と今後の見通し

- カンクン閣僚会議では、途上国、先進国間の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま終了。
- 2月に選任された新たな議長のもと、7月末に枠組みに合意。 (2005年12月に香港で閣僚会議を予定)



WTO農業交渉の最近の経緯

- 3月に交渉が再開されてから、7月末の枠組み合意まで、様々な場で議論が行われた。

2004年5月以降のスケジュール

会 合	月	提案等	
・ [EU25カ国に拡大] ・ 非公式閣僚会議(OECD閣僚理)	5月	・ G20によるブレンド方式批判ペーパー ・ EUラミー・フィシュラー両委員連名による書簡 ・ G20の市場アクセスに関する提案	「フル・パラレリズム」を条件に輸出補助金の撤廃に応じる姿勢 階層方式を提案
7月末までの枠組み合意を促進する声明を発表 コミュニケを採択 ・ 農業委員会特別会合(2-4日) ・ APEC会合、シ・アイランド・サミット、UNCTAD総会 ・ G20閣僚会合(12日・サンパウロ) ・ G5閣僚会合(13日・サンパウロ) ・ 農業委員会特別会合(23-25日)	6月	・ G10共同ペーパー ・ G20閣僚コミュニケ ・ グローサー議長TNC(貿易交渉委員会)報告	階層方式は検討可能。上限関税や関税割当の一律義務的拡大に反対
食料輸入国の立場を改めて主張。コミュニケを採択 米国は上限関税、豪州は関税割当の義務的拡大を主張。G10は両者に反対し、EUも同調 輸出補助金でEUが軟化傾向を示すも、各国の立場は収れんせず S&D、特惠マージンへの対応、LDC向け無税無枠の供与等途上国への適切な配慮を主張 枠組み合意文書を採択 ・ G10閣僚会合(5日) ・ 亀井大臣ーグローサー議長会談(6日) ・ G5+G10主要国高級事務レベル会合(8日) ・ G5閣僚会合(10-11日) ・ G90閣僚会合(12-13日) ・ 枠組み合意のための首席代表者会合・少数国会合等(19-31日) ・ 一般理事会(27-31日)	7月	・ G10閣僚コミュニケ ・ 大島議長枠組み合意案(16日) ・ G10をはじめ各国が議長案に対する修正案を提案 ・ 大島議長枠組み合意案改訂版(30日)	3分野間のバランス ・ センシティブ品目の取扱いの明確化 ・ 上限関税及び関税割当の義務的拡大反対 各国・各グループの異なる主張のバランスを考慮しつつ取りまとめを行おうとしたもの

枠組み合意

各国の主要日程
2004年10月末 EU委員任期末
11月 米国大統領選

枠組み合意の内容（農業）

市場アクセス

高い関税ほど大幅な引き下げ

重要品目は別の取扱い

重要品目の数は今後の交渉

関税の上限設定は今後の検証に委ねられることになり、事実上先送り

低関税輸入枠の拡大については、今後の交渉の中で義務付けされないように交渉していくことが可能

国内支持

貿易を歪める補助金が多い国ほど大幅に削減

貿易を歪める補助金は、品目ごとに上限を設定

輸出競争

輸出補助金を期日を設定して撤廃

輸出信用(米国)、輸出国家貿易(豪州・カナダ)なども輸出補助金的な部分は同じ扱い

市場アクセス

一般の品目

税率

削減幅大

- 譲許税率から削減。
- 階層の数、決め方、各階層内の関税削減方式は今後の交渉

削減幅小

階層方式

重要品目

関税削減と関税割当約束の組合せ

〔重要品目への配慮があって初めて最終的な交渉のバランスは達成等と明記〕

一般品目とは異なった関税削減方式

関税割当約束

- 二次税率の削減
- 関税割当拡大
- 枠内税率の削減
- 関税割当の運用改善

異なる扱い

上限関税

➡ その役割を更に評価（議論を事実上先送り）

重要品目の選択

- 自主選択
- 関税割当などの数を考慮して、今後の交渉によって決められる適切な数

農業の特別セーフガード

➡ 今後の交渉対象

国内支持

貿易歪曲的国内支持の全体的削減

- 貿易歪曲的国内支持（AMS+青+デミニミス）の合計は、階層方式で削減。
- 合計額を実施期間の初年度に20%削減

青の政策

- 次の①,②の措置を使えるよう、青の政策の基準を再検討、追加的要件とともに今後交渉される。
- ① 生産調整の下での直接支払い
固定された面積に基づく支払いである等の要件
- ② 生産が求められない直接支払い
固定された面積に基づく支払いである等の要件

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの（URでは生産調整を前提）
(URでは削減対象外)

黄の政策 (AMS)

青の政策

緑の政策

デミニミス

最も貿易歪曲的な国内助成(市場価格支持、不足払い等)
(URでは20%削減)

AMS(黄の政策)

- AMSは、階層方式で実質的に削減。
- 品目別AMSは、今後合意される方法で決定される平均水準を上限。

生産額の5%以下の国内助成
(URでは削減対象外)

デミニミス

- デミニミスの削減は、途上国に対する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議。

貿易歪曲性がないか最小限であるもの
(URでは削減対象外)

緑の政策

- 緑の政策の基準は、緑の政策であること（貿易歪曲性がないか又は最小限であること）を確保する観点から、再検証及び明確化。
- この際、非貿易的関心事項が考慮される必要。

輸 出 競 争

輸出補助金

(EUが多用)

償還期間が180日を超える
もの

輸出信用 等

(米国が多用)

償還期間が
180日以内

規律には、利子の支払い、最低利率等の要素を

輸出国家貿易

(豪州、NZ 等)

貿易歪曲的行為

貿易歪曲的
でない行為

国家独占権の問題は
更なる交渉

食料援助

(米国が多用)

規律に合わないもの

- ・食料援助の商業貿易の代替の防止の観点から、今後合意される運用上効率的な規律を課す。
- ・①実施に関する国際機関の役割
②完全無償化のみの供与については、交渉で対処。

今後合意される期日までに撤廃

※ この他、輸出禁止及び制限に関する規律は強化。

枠組み合意の内容（非農産品）

- 分野別関税撤廃等において、一部輸出国等から林水産物を対象とすべきとの提案、主張がある中で、対象分野を具体的に明示していない。
- 関税削減方式等については、更なる交渉が必要であるとされた。

	概 要
●関税削減方式 (フォーミュラ)	○ <u>個別品目毎に適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続。</u> ・削減対象品目は事前に<u>例外を設けない包括的なものであるべき。</u> ・関税削減は現在の最終譲許税率からの引下げとする。 ・U R以降の<u>途上国の自主的自由化</u>に対し、一定の配慮を行う。 ・<u>従量税を従価税に換算し、従価税で譲許する。</u> ・<u>譲許率が [35] %以下の国には関税削減方式による引下げを求めず、[100] %譲許を求める。</u> 譲許する際には、平均の関税率が途上国の譲許品目の平均関税率となるよう求める。
●分野別関税撤廃・ 調和	○ 分野別関税撤廃・調和はドーハ閣僚宣言の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素。 ・特に<u>途上国の輸出関心品目</u>を考慮し、全ての加盟国の参加が重要と認識。 ・製品の範囲、参加、及び途上国についての<u>柔軟性</u>を定義することを視野に入れて議論を継続。
●低関税の撤廃	○ 「補足的モダリティ」として、<u>先進国及び「その他の希望する国」</u>は低関税の撤廃についても検討。
●非関税障壁	○ 交渉方法は、分野別方式、分野横断的方式、及びリクエスト・オファー方式を併記。各国が関心のある非関税障壁の通報期限は、2004年10月31日。